

參考資料

県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備基本構想

(平成10年3月策定) -抜粋-

1 人材養成新拠点整備の背景と目的

21世紀の本格的な少子・高齢社会に向かって、保健・医療・福祉を取り巻く状況にも大きな変化が生じている。

神奈川県では、今後、全国平均を上回る速度で高齢化、少子化が進展することが予測され、従来地域社会で持っていたコミュニティ機能や、家庭における看護や介護機能も低下の傾向にある。

また、これまでの病院・診療所での医療、福祉施設での介護に加え、高齢者の在宅医療や在宅看護・介護、リハビリテーション医療などに対するニーズの増大と多様化が進むとともに、疾病構造も急性感染症疾患から生活習慣病などの慢性疾患を中心へと変化し、これらに伴って医療や看護、介護技術の高度化、専門化も進展してきている。

さらに、生命の尊厳と個人の尊厳を基盤とした心の豊かさが求められ、高齢者が住みなれた地域で、ゆとりを持っていきいきと健康で豊かな人生を暮らしてゆける明るい長寿・福祉社会づくりが求められている。

このような状況の中で、質の高い保健・医療・福祉サービスが、県民の生活に身近かなところで受けられるよう、平成9年度から地域保健法が施行され、また平成12年度には介護保険制度の導入が予定されており、地域における保健・医療・福祉サービスの充実や、そのためのしくみづくり、保健・医療・福祉人材の養成・確保は、大きな課題となっている。

とりわけ、今後ますます増大・多様化する地域の保健・医療・福祉ニーズに対応するためには、保健・医療・福祉が相互に連携した総合的なサービスの提供が求められており、その担い手となる人材の養成は、県の果たすべき大きな役割である。

これらのことから、保健・医療・福祉の各領域にわたる総合的な能力と、知識・技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するため、かながわ新総合計画21の健やかな福祉社会をめざした重点プロジェクトとして、現在の県立人材養成機関を再編整備して、新たな保健・医療・福祉人材養成の拠点整備を図るものである。

2 基本理念と基本的機能

【基本理念】

(1) 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、保健・医療・福祉の分野でヒューマンケアを実践できる人材を養成する。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる複数の資格の取得や、幅広い知識・技術が修得できる柔軟な教育内容を整備し、専門化された縦割りの人材の養成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身に付け、トータルなケアのできる人材の養成を目指す。

さらに、医療、看護・介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身につけるとともに、新たな知識を創造し、応用し、社会の発展に貢献する有為な人材を養成する。

(2) 生涯にわたる継続教育

医療技術等の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上、高齢者看護・介護等に必要な知識・技術の修得などに対する教育ニーズは高まってきており、生涯にわたる継続教育はますます必要になってきている。

こうした有資格者等の教育ニーズにも応え、保健・医療・福祉を実践的に担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や、在宅医療や在宅介護など多様なニーズに対応できる継続的な卒後教育を行う。

また、病院や福祉施設等で働く職員や、保健・医療・福祉に携わる県や市町村職員等に対する新しい知識・技術の修得や専門性を高めるための教育研修を推進する。

(3) 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスを推進するための高度で専門実践的な地域政策研究を行うとともに、高等教育機関として持つ教育的資源を有効に活用し、地域に開かれた人材養成の新拠点を目指す。

【基本的機能】

(1) 保健・医療・福祉の総合的人材養成機能

主として新規高等学校卒業者を対象に、専門的な知識・技術のみではなく、幅広い教養を身に付け、豊かな感性を育む教育を行い、保健・医療・福祉に関わる総合的な能力を持ち、幅広い領域でリーダーとなりうる実践的な人材を養成する。

(2) 卒後教育機能

保健・医療・福祉関連の有資格者や業務従事者を対象に、卒後教育・現任者研修を行い、専門知識・技術の高度化・専門化に対応できる能力や、各専門分野間の連携を図れる総合的な能力を備えた人材を育成する。また、新しい知識や技術に対応した人材養成に必要な看護教員等指導人材や、地域の保健、医療、福祉現場で指導的役割を担う人材を育成する。

(3) 専門実践研究機能

変動する社会環境と新たなニーズに不断に対応するための実践的な地域政策等を研究し、より充実した地域の保健・医療・福祉に貢献する。

3 県立保健・医療・福祉系大学の整備内容

(1) 大学設置の目的

県民の多様化・高度化する保健・医療・福祉ニーズに対応するためには、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な知識・技術とともに、豊かな感性や人間性、幅広い教養を身に付けた広い視野を持った人材が求められている。

また、教育をめぐる社会状況としては、高学歴化と少子化が相まって、4年制大学への進学志向が一層高まり、短期大学については廃止や4年制大学化の動きも強まっている。

こうした状況を踏まえ、本格的な高齢社会を迎える中で求められている総合的・専門的な知識・技術と、豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成するために必要な教育内容、教育期間、教育環境を確保するとともに、優秀な熱意ある人材を確保するため、4年制大学を設置する。

県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定委員会の設置及び運営に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備基本構想に基づき、県立保健・医療・
福祉系大学（以下、「大学」という。）に係る整備計画を策定するため、県立保健・医
療・福祉系大学整備計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は次の事項について検討を行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 大学整備計画に関すること。
- (2) その他、大学の整備に係る事項で知事が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 保健・医療・福祉の人材養成について学識経験を有する者
 - (2) 県内の保健・医療・福祉の人材養成に關係する団体を代表する者
 - (3) 県内の保健・医療・福祉関係の学部を有する大学を代表する者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成11年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠け
たときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(特別委員)

第7条 委員会に特別委員を置く。

2 特別委員は、大学の整備に関する事務を担任する副知事、福祉部長及び衛生部長とする。

3 特別委員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員でない者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、衛生部衛生総務室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(設置期間)

第11条 委員会の設置期間は、平成10年5月21日から平成11年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、知事が招集する。

県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定委員会委員名簿

委員氏名	役 職	備 考
相見 基次	神奈川県衛生看護専門学校校長	
五十嵐 武美	(社) 神奈川県歯科医師会常務理事	
泉谷 和子	相模女子大学教授	
大澤 隆	東洋英和女学院大学教授	
大橋 正洋	神奈川リハビリテーション病院リハビリテーション部長	
柏木 照明	(社) 神奈川県専修学校各種学校協会会长	
小林 こと	(社) 神奈川県看護協会会长	
小林 良二	東京都立大学教授	
小宮 一慶	(社)かながわ福祉サービス振興会プロジェクトマネージャー	
近藤 正樹	(社) 神奈川県医師会理事	
柴 忠義	北里大学副学長	
杉山 明和	(財) 神奈川県立高等学校安全振興会理事	
時田 純	(社福) 神奈川県社会福祉協議会理事	
中平 一夫	神奈川県医療専門職連合会会长	
野口 美和子	千葉大学看護学部長	
藤岡 完治	横浜国立大学教授	
村上 陽一郎	国際基督教大学教授	会長
矢野 正子	静岡県立大学看護学部長	副会長
山林 一	東海大学健康科学部長	
渡邊 史朗	(社) 神奈川県病院協会副会長	

(敬称略、五十音順)

県立保健・医療・福祉系大学整備計画調整会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立保健・医療・福祉系大学整備計画調整会議の設置及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備基本構想に基づき、県立保健・医療・福祉系大学（以下、「大学」という。）に係る整備計画について調整・検討するため、県立保健・医療・福祉系大学整備計画調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学整備計画に關すること。
- (2) 大学整備計画策定委員会における検討課題に關すること。
- (3) その他大学の整備に係る重要な事項に關すること。

(組織等)

第4条 調整会議は、会長、副会長、委員及び特別委員をもって組織する。

- 2 会長は、衛生部を担任する副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、衛生部長をもって充てる。
- 4 委員及び特別委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 会長は、会務を總理し、調整会議を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(検討グループ)

第5条 調整会議は、その所掌事項に係る専門的事項を調査・検討させるため、検討グループを置くことができる。

- 2 検討グループにリーダーを置き、検討グループに属するメンバーのうちから会長が指名する。
- 3 リーダーは、検討グループの事務を取りまとめ、グループを代表する。
- 4 検討グループには、その所掌事項に係る学識経験のある者をアドバイザーとして置くことができる。
- 5 その他、検討グループの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(委員でない者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聽くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、衛生部衛生総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年5月19日から施行する。

(要綱の廃止)

2 県立保健・医療・福祉系高等教育機関整備構想検討会議の設置及び運営に関する要綱（平成9年5月20日施行）は、廃止する。

別表

会 長	衛生部を担任する副知事	
副会長	衛生部長	
委 員	県民部	私学宗教課長
	福祉部	福祉部長 福祉政策課長 湘南老人ホーム所長
	衛生部	人材養成拠点整備担当参事 地域保健課長 医療整備課長 保健教育センター所長 栄養短期大学学長 衛生短期大学学長 看護教育大学校校長 看護教育大学校参事 保健福祉事務所を代表する者 看護専門学校を代表する者
	教育庁	管理部長 高校教育課長
	市町村	県都市衛生行政協議会の代表者
特 別 委 員	市町村	横須賀市健康福祉部長 相模原市保健衛生部長

県立保健・医療・福祉系大学整備計画策定経過

10 年度	県立保健・医療・福祉系大学整備計画 調 整 会 議 等	県立保健・医療・福祉系大学整備計画 策 定 委 員 会
4月		
5月		
6月	○第1回調整会議（3日） <ul style="list-style-type: none"> ・検討体制及び検討スケジュール ・検討事項 	○第1回策定委員会（22日） <ul style="list-style-type: none"> ・検討体制及び検討スケジュール ・検討事項
7月	○6月県議会定例会厚生常任委員会、福祉のまちづくり特別委員会に報告	
8月	○第2回調整会議（18日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画について 	○第2回策定委員会（31日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画について
9月		
10月	○9月県議会定例会厚生常任委員会、福祉のまちづくり特別委員会に報告 ○第3回調整会議（23日） <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉学部の整備内容について ・卒後教育機関の整備内容について 	
11月	○第4回調整会議（12日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の基本的事項について 	○第3回策定委員会（25日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の基本的事項について
12月	○12月県議会定例会厚生常任委員会に報告	
1月	○第5回調整会議（21日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画（素案）について 	
2月	○2月県議会定例会厚生常任委員会、福祉のまちづくり特別委員会に報告	○第4回策定委員会（8日） <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画（案）について
3月		

